

僧祐の疑偽経観と抄経観

岡 部 和 雄

- 一、はじめに
- 二、疑偽経一般に対する見解
- 三、疑偽経の種々相——その五類型
- 四、疑偽経と抄経
- 五、疑偽経観と抄経観の背景
- 六、むすび

一、はじめに

中国仏教史に疑偽経（真經でないものをこう呼ぶことにする。これまで疑経または偽経と呼ばれたものと区別しない）が登場するのはかなり古い時代からであつたらしく、すでに道安（三一四—三八五）の時代には⁽¹⁾二十六部三十巻もの疑偽経が存在していたと記録されている。⁽²⁾道安は、真偽混濁してもや黙過しえぬ状況であるという自らの判断に基づいてこれららの疑偽経を列挙したと考えられるが、真偽を弁別する基

準が何であるか、疑偽経とはどんな経をいうかについては、はつきりした説明をしていない。疑偽経の定義づけを試みなかつたのは道安に限らず、他の経録製作者にも多かれ少なかれ共通しているようである。しかしわれわれにとって重要な問題は、かつて疑偽経の存在を指摘しその一一を列挙した人々が疑偽経についてどのようなイメージを抱いていたかであり、何をもって疑偽経ときめつけたかである。この課題に答える一つの手がかりとして僧祐（四四五—五一八）の疑偽経観⁽²⁾を考察することにしたい。僧祐も疑偽経一般の定義説明を十分行なわなかつたので、その点では道安を扱う場合と同様の困難がつきまとつてゐる。しかし真偽を弁別する際の具体的個別的事情を伝える資料が、道安の場合よりもはるかに豊富である。そこでこれらを資料として疑偽経に関する僧祐の記載を丹念に検討することによって、当時どのような種類の疑偽経があり、それらはどんな基準で、またはどんな具体的

理由によつて疑偽經と判定されたかをかなり明らかにしうると考えられる。こうして僧祐の疑偽經全体の輪郭が浮かびあがつたところで、かれの疑偽經觀および抄經觀の成立がどのような思想的位相と背景をもつてゐるかについて、主として僧祐の残した序文類によつて追求してみたい。

二、疑偽經一般に対する見解

僧祐が疑偽經をどう見ていたかは、出三藏記集卷五の新集疑經偽撰雜錄の前文に示されている。

まず長阿含經の「仏、まさに涅槃し給わんとするや、比丘のために四大教法を説き給う。もし法と律とを聞かばまさに諸經においてその虚実を推すべし。法と相違せば即ち仏説に

あらず」⁽³⁾、および大涅槃經の「わが滅度の後、諸比丘の輩、

經典を抄造し法をして淡薄ならしむ」という二つの經証を冒頭に掲げる。つづいて中国古代の澆季混濁の末法の世に偽が真を晦ました故事、道安がかつて二十六部の疑偽經を指摘した事実、さらに慧達が門人に対して抄經を戒めたことなどをこれまでの歴史的例証として語る。つぎに僧祐自身の經典研究の体験にふれながら、群經を校閲し広く經の異同を集め、それを經律の所説に照らしてみると、仏説とするにはすこぶる疑わしいものが発見されたと述懐する。真經と疑偽經は本質的に異つたものであるから両者は決して紛れることはあり

得ないとつぎのようにいふ。

それ真經の体趣は融然深遠なるも、仮托の文は辭意淺雜なり。玉石朱紫、形を逃る所なきなり。⁽⁵⁾

一般的にいえば僧祐のいうように、仏説に名を籍りて偽造された經の多くは、「辭意淺雜」で、これを見分けるのにそれほどの困難を伴わなかつたことは確かであろう。しかし中には少数ではあっても、巧妙に偽造されていて必ずしも「辭意淺雜」でなかつたものもあつたに相違ない。そしてこの場合でも真偽を誤りなく弁別することが可能であるとすれば、それは弁別する者のすぐれた眼光によるところといふのがなあろう。この眼光は長年の經典研究によつてのみ培われうる鋭い勘のはたらきから生れるものである。

したがつて僧祐のいう「融然深遠」「辭意淺雜」は、真經と疑偽經を分かつ一般的特徴には違ひないが、定義というにはあまりに漠然としている。しかし単純この上ない右の言葉も具眼の士たる僧祐の口を通じて聞くとき、特別の重い響きを持つ。僧祐においては真偽晦ますべからずという仏教者としての信念と、真偽を弁別せずにはおかないと自らの眼光への信頼とが一つのものとして固く結び合つてゐる。僧祐は前文をつぎのように続ける。

今、疑わしき所を區別してこれを錄に注せり。近世の妄撰もまた末に標せり。並びに雜經に依倚して自ら名題を製

す。進んでは遠く外域に適くを聞かず、退いては訳を西賓に承くるを見ず。我聞は戸牖に興り、印可は胸懷に出ず。

後学を誑誤すること、まことに寒心するに足る。すでにみずから見聞するところ、いづくんぞあえて黙せんや、鳴呼、來葉、慎みて察せよ。⁽⁶⁾

三、疑偽経の種々相—その五類型

つぎに僧祐が疑偽経と判定した諸経について、それらを五つの類型に分け、僧祐の注記などによつて判定の具体的な事情をうかがうことにして。この五つの分け方は便宜的なものであるが、僧祐の意図を尊重した分類であることとはいうまでもない。

(1) 義理乖背、文偈淺鄙とされる十二經。

比丘応供法行經一卷此經前題云羅什出、祐案經卷旧無訳名兼羅什所出、又無此經故入疑錄
居士請僧福田經一卷此經前題云曇無讖出、案讖所出無此故入疑錄

灌頂度星招魂断絶復連經一卷

決定罪福經一卷

無為道經二卷

情離有罪經一卷

燒香呪願經一卷或云呪願經

安墓呪經一卷

觀月光菩薩記一卷

仏鉢經一卷或云仏鉢記甲申年大水及月光菩薩出事

弥勒下教一卷在鉢記後

九十六種道一卷

これらの十二經はいずれも「義理乖背、文偈淺鄙」と評され、内容・表現ともに低俗である点に共通性があるという。

これはさきの前文で「辭意淺雜」といわれたものとほぼ同じと考えてよからう。最初の二經には注記があり、それによれば、これら二經にはそれぞれ羅什訳、曇無讖訳と訳者名がつけられているが、二人の訳経を調べてもこれらの經はないので疑録に入れておくとある。疑録とは疑経偽撰録の略であろう。さらにこれら十二經は、道安の挙げた二十六經とともに

「源を失せり」とされている。⁽⁷⁾ 「源を失せり」とは出三藏記集の用例からいって、訳者や訳時が不明の意味である。以上のことから、これら十二經が疑偽経と判定されたのは、經に相応しからざる低級俗惡な内容であつたばかりでなく、經の形式としても翻訳経としての条件を欠いていたからである。したがつて僧祐の判定は經の内容・形式両面にわたる十分な調査研究を経て行なわれたものであると考えられる。

(2) 撲者名の明らかな八經

灌頂經一卷一名藥師琉璃光經、或名灌頂拔除過罪生死得度經

右一部、宋孝武帝、大明元年、秣陵鹿野寺比丘慧簡、依

經抄撰此經後有統命法所以偏行於世

提謂波利經二卷旧別有提謂經一卷

右一部、宋孝武時、北國比丘曇靖撰
寶車經一卷或云妙好宝車菩薩經

右一部、北國淮州比丘曇弁撰、青州比丘道侍改治
菩提福藏法化三昧經一卷

右一部、齊武帝時、比丘道備所撰備易名道徵

仏法有六義第一應知一卷未得本

六通無礙六根淨業義門一卷未得本

右二部、齊武帝時、比丘釈法願抄集經義所出、雖弘經義
異於偽造、然既立名號則一部、懼後代疑亂、故明注于錄
仏所制名數經五卷

右一部、齊武帝時、比丘釈王宗所撰、抄集衆經有似數
林、但題稱仏制、懼亂名實、故注于錄
衆經要攬法偈二十一首一卷

右一部、梁天監二年、比丘釈道歎撰、右合二十部、二十
六卷、疑經兩錄合四十六部五十六卷、其三十八部失源、
八部有人名

これら八經に共通しているのは撰者名が明記されていることである。灌頂經が「經に依りて抄撰す」とされ、六通無礙六根淨業義門が「經義を抄集す」とされるほかは、すべて「比丘○○撰す」と記されている。抄撰、抄集、撰はそれぞれ字義が異なるから、經の成立事情も同じでないことを予想

させるが、僧祐の用例では、それが必ずしも区別されているとはいがたい。あるいは僧祐のこれらの表記は、それぞれの經に付されていたものをそのまま採つたのかも知れない。それはともかく、これら八經は特定の撰者の名が当時明らかに知られていたことは疑いない。ところでこれら八經の内容についてここでは、とりたてて批評がましい言葉は見当らないが、さきの前文中に「近世の妄撰」といったのは、主として撰者名のはつきりしているこれら八經を指したものと考えてよいであろう。同じく前文に「並べて雜經に依倚して自ら名題を製す」とあるのも、これらの諸經が例外なく種々の雜經に基づいて偽造され、勝手に經題がつけられて独立の經の体裁を整えた事情を語ったものであろう。この八經の中には灌頂經、提謂波利經、宝車經のごとく、以後さかんに流行し、今日にまで伝えられているものもある。第一類の疑偽經は十二經ともすべて失なわれて現存しないから、第二類中の現存經は疑偽經の研究上貴重な資料といわなければならぬ。⁽⁸⁾

らである。仏法有六義第一應知と六通無礙六根淨業義門の二經については「經の義を弘めんとせるものにして偽造とは異れり」と一応好意的な見方をしながらも「然しすでに名号を立て別に一部を成せば、後代を疑乱することを懼る。故に明らかに錄に注せり」として疑偽經錄に編入している。ただしこの二經はその下注によればともに當時欠本だつたから、実際に手にとって判断を下したものではないらしい。また仏所制名數經と衆經要攬法偈二十一首の二經は經題や注記によれば、明らかに抄經の一種と思われるが、これが抄經錄に編入されず、ここに収められているのは、やはり特定の撰者名が付されていたからであろう。抄經の問題は第五類とも関連するので、後に再説したい。

(3) 僧法尼の誦出せる二十一經

宝頂經一卷	永元元年出、時年九歳
淨土經七卷	永元元年、時年九歳
正頂經一卷	永元元年、時年九歳
法華經一卷	永元元年出、時年九歳
藥草經一卷	永元二年出、時年十歳
太子經一卷	永元二年出、時年十歳
伽耶波經一卷	永元二年出、時年十二歳
波羅奈經二卷	中興元年出、時年十二歳
優婆頻經一卷	中興元年出、時年十二歳

益意經二卷 天監元年出、時年十三智遠
承旨

般若得經一卷 天監元年出、時年十三智遠
承旨

華嚴瓔珞經一卷 天監元年出、時年十三智遠
承旨

跋陀衛經一卷 天監四年台内華光殿出、時年十六

阿那含經二卷 天監四年出、時年十六

妙音師子吼經三卷 天監四年出、時年十六借張家

出乘師子吼經一卷 天監三年出、時年十五

勝鬘經一卷 永元元年出、時年九歳

優曇經一卷

妙莊嚴經四卷

維摩經一卷江家
出

序七世經一卷

僧祐はこれら二十一經三十五卷を列挙した後で、これらの經を誦出した僧法尼をめぐるつぎのような逸話を紹介している。彼女は太学博士であつた江泌の娘として生まれたが、のちに出家して尼となり僧法と名のつた。彼女は十歳前後の少女時代から、目を閉じて静坐し、經を誦出してはそれを書写させた。上天とか神授とか称したが、その語るところはすべて理にかない、あたかも前生で習得したもののごとくであつた。都の道俗はみなこれを不思議がつた。やがて天間に達し勅見を許されて奉答したが、その様は常人と異なるところがなかつたという。僧祐は彼女の誦出經を探索したが、その家

に深く秘蔵されて見ることができず、妙音師子吼經という一經だけをやっと入手してこれを疑偽經錄に加えた。彼女の没後、好事家があつてそれらの誦出經を集めたため二十卷余りとなつた。ところが彼女の舅の孫質がこれらの經を書写し真經として広く世間に流布した。だからこれらの經はきっと人々に残つてゐるに違ひない。⁽⁹⁾ 神がかりによる經の誦出という例は昔にもないことはないが、誦出經は明らかに仏陀の金口の説法ではないし、翻訳經でもない。だからこれを疑偽經錄に編入したという。僧祐は自ら入手した妙音師子吼經の内容については何も語らないが、正法を信じて梵行を修し、のちに尼となつて青園寺に住したといふこの僧法を特に責める口吻も見られない。彼女の活躍した齊末梁初は、僧祐の中年から晩年に当つており、彼女の言動はことごとく僧祐の耳に入つてきたであろう。僧祐の胸中には穏やかならざるものがあつたに違ひない。

(4) 妙光の作れる一經

薩婆若陀眷屬莊嚴經 一卷余紙

一卷二十余紙の小さな一經であるが、僧祐は異例の詳細なコメントを付している。それによれば、この經はかつて郢州の頭陀道人であつた妙光がその州の僧正たちの排斥を受け、都に潜伏し普弘寺に住したとき造つたものである。經は書写して屏風にはられた。それを紅い紗でおおい、香花を供えて

まつたので、大勢の道俗がこれを供養した。（経名中の薩婆若陀とは妙光の父の名であるといふ。）しかしこの事実が発覚し、勅命によつて都の建康で裁判にかけられることになつた。疑状（告訴状）によれば「諸經を抄略するのに多く私意を混えている。妄りに經を造り路琰ろえんという書写人とはかつてあれこれ潤色した」と。勅命をうけて妙光事件を評議するために都に集まつた二十人の僧正たちのうち名前の挙げられてゐるものは、曇准、僧祐、法寵、慧令、慧集、智藏、僧旻、法雲などである。この裁判で「妙光は死刑、路琰は十年の流刑」と決つたが、のち減刑され死刑はまぬがれた。しかし結局、南方の東冶（福建省）に流罪となり、残された經や屏風などはことごとく焼却された。かくして妙光の著作は表面的には地上から抹殺されたが、その断片のいくつかは残存している可能性が十分予想された。そこでそれらが後世の人々を惑乱させないようにとの配慮から、あえて記録にとどめた、と僧祐はいう。妙光が造つて流行させたといふこの經は、經の類型としては第二類のものに近いと思われる。特定の個人が私意にもとづいて諸經を抄集削略したという点では第二類の灌頂經などと共通である。この第四類を第二類から区別するものは、その撰者が正統的な仏教界に属する人物か否かの一点のみである。妙光は正統仏教からはみ出したアウトサイダー的仏教者の人一人であつた。戒を受けてわずか七年という

若輩の身ながらすでに教祖的力量をそなえ、頭陀行を中心にして民衆教化を志さす宗教家であった。その民衆への影響力を正統仏教界は黙視できず、勅命という権威のもとに邪教のレッテルをはって仏教界から追放した。僧祐がこの妙光を查問した当事者の一人であつたことは興味ぶかい。僧祐の記述は仏教界上層部の峻しい意思を代弁したものであろうが、妙光と共に謀者路琰への憎悪と反感がむき出しにされていて、どう疑偽經に対するよりも敵対的態度が露骨に示されている。

(5) 近世所集の二經

法苑經 一百八十九卷

抄為法捨身經 六卷

の二經である。僧祐の注記によれば⁽¹¹⁾、これら二經は近世の所集で、いつ・だれによつて集められたかは不明であるが、いずれも群經を集め、部類をたてて題名をつけたものであるとされる。内容は第二類の衆經要擧法偈二十一首などの四經と類似したものと考えられる。ただ違いは前者が年代・人名とともにつきり知られているのに、後者は不明とされるだけである。ところで、この二經は「新集抄經錄」の末尾にもつぎのように掲載されている。⁽¹²⁾

抄為法捨身經六卷抄字在上似是文宣王所抄今闕比絆

法苑經一百八十九卷此一經近世抄集並撮撰群經以類相從立号法苑經終入抄數今闕此經

この注記は疑偽經錄のものと少しく相違している。抄為法

捨身經は「抄」の字がついているから文宣王の抄經に類似しているという。これは同じく抄經錄中に文宣王の三十六部の抄經を列記したあとに「凡そ抄字の經題上に在るは皆文宣の所抄なり」とあるのに符合する。しかしこれが文宣王の抄經か否かは、この經が當時欠本だつたために確かめようがなかつたのであろう。法苑經もやはり欠本だつたことが、その注記にうかがわれる。ところで僧祐がなぜこの二經を両錄に併載したかを考えるために、節を改めて僧祐の抄經觀を検討することにしたい。

四、疑偽經と抄經

僧祐によれば抄經とは「經義の要を撮挙せるもの」であるが、本来、抄經の名に値するものは安世高が修行經を抄出して大道地經としたごとく、広訳が困難な場合に原文を省略して訳出された經のことである。支謙訳の索抄經も經題のごく抄經であるが、やはり胡本を約写したものであるという。

ところが後代の人々は、經の訳文に勝手に手を加えて抄撮し、大部の經は各品ごとにバラバラにし、それに經題を付して抄經と称しているが、これは本来の抄經ではないから法寶を乱し辱しめる弊害を伴うとされる。仏教のすぐれた理解者であった文宣王の抄經でも例外ではないという。それは抄經が一たび作られ世に流布すれば、もはやそれを削除すること

がきわめて難かしいからである。こうした抄經が僧祐當時すでに四十六部三百五十二卷（うち三十八部一百五十一卷が原本）も存在したのであり、しかもこうした弊風はますますさかんになりつつあった。

ところで僧祐の抄經および疑偽經への態度を対比してみると、法寶を乱し辱しめるもの、すなわち真經を晦ますものとして、両者はほとんど同罪と見なされ糾弾されていたといえる。「經の義を弘めんとせるものにして偽造とは異れり」⁽¹⁵⁾と述べて抄經製作者の善意に同情を寄せてはいたが、一旦作られた抄經が後代に惹起するであろう混乱の方を重視せざるを得なかつた。かくして抄經は疑偽經と基本的には同列に扱われたが故に、僧祐にとって両者の境界が必ずしも明瞭に自覺されていたとはいえない。そのことが抄撰、抄集、撰の区別を曖昧なものにしているし、同一經を抄經錄と疑偽經錄に重複記載するという誤りを犯させたといえよう。

五、疑偽經觀と抄經觀の背景

僧祐は八部の著作を残したとされるが、現存するものは出三藏記集、弘明集、釈迦譜の三部にすぎない。しかしすでに失われた五部についても序や目録が残っているので、それら現存の著作全体にわたって、かれの述作の意図や問題関心、さらに方法論などを検討する道が開かれている。ここではそ

れらの中から僧祐の疑偽經觀ないし抄經觀の形成と関連のある問題をとりあげて考察することにしたい。

弘明集は儒教と道教の側から加えられた仏教批判に対し、仏教の立場から、「道を弘め教えを明かす」ための先人の論文を集成したものである。僧祐は序と後序を書き述作の意図を述べて「前代の勝士の書記文述にして三宝を益するものあれば皆編録し、類聚区分し列ねて十巻となせり」⁽¹⁷⁾となし、また儒道二教を批評して「守文の曲儒はすなわち（仏教を）拒んで異教となし、巧言の左道はすなわち（仏教を）引き同法となすに至りては、拒むに抜本の迷あり、引くに朱紫の乱あり」⁽¹⁸⁾と記している。ここに見られるような僧祐の護法意識、儒道二教の曲解から純正な仏教をとりもどそうとする信念は、真經（インド伝來の翻訳經）と疑偽經をあくまで峻別しようとする場合にも等しく発現すると考えられる。第一類の疑偽經を評して「或は義理乖背し、或は文偈淺鄙なり」とした僧祐の真意は、インド伝來の正統仏教を、不純なもの、敵対的なものから弁別し擁護しようとする一点において、弘明集述作の意図と深くかかわりあり、両者は同一の源泉に連なっていることは否定できない。儒道二教よりの論難は、仏教の純粹性、正統性を外側から切り崩そうとするものであるのに対し、仏説を偽称する疑偽經群の存在は、放置すれば仏教の内部を限りなく荒廃させずにはおかないのである

う。僧祐においてこのような内憂外患の自覚は同一の危機意識として結晶していったといつてよい。

ところで釈迦譜⁽¹⁹⁾は經律からの引用文のみによって仏伝を構成したものであり、世界記⁽²⁰⁾も同一の方法で仏教の世界観を記述したものである。この二著について注目されるのは、その特異な述作の方法である。釈迦譜の序に「今、衆経を抄集して述べて、作らず」とあり、また「衆経を総じて以て本を正し、世紀を綴りて以て末に附し、聖言をして俗説と条を分たしむ」と記されている。世界記の序には「志は拾遺にあり」「兩經を抄集して以て根本を立て、兼ねて雜典を附して互いに同異を出だす」と述べられている。したがつて僧祐は經律論の三蔵からあらゆる必要な資料を拾集し、これを順序よく配列することによって、この二著をまとめあげたのである。資料には「出○○經」として典拠を明らかにしているが、資料以外のコメントの一切は全く省かれ、自説は片言隻句も差しはさんでいい。これは典拠を明示して資料のみに語らせることの方法であり、徹底した資料主義、典拠主義とでもいいうべき立場を貫いているといふべきである。こうした立場や方法を支えているのは、聖典中の言句は神聖犯すべからざるものであり、世俗の言説にしかすぎない自説と同列に置くことはできず、あえてそれを行えば聖言を破る結果になるという厳しい自己抑制の信念であった。ところでこの資料主義、

典拠主義は、僧祐の抄經觀と密接な相関関係を持っていると思われる。すでに指摘したように、僧祐は抄經に対しても疑偽經に准ずるものとして厳しい批判を抱き、その流行を何とかしていく止めたいと苦心していた。抄經はたとえ經義の宣揚という善意から出たものであっても、一たび世間に流行すれば、あたかも独立の翻訳經のごとく受けとられ、後世の誤解や混乱のもとになるからである。文宣王や慧遠（大智度論）の抄として般若經問論集を作つた）によって作られた抄經ですら、こうした弊害は避けられない。そこで後世に誤解や混乱をもたらすことなく、しかも經義宣揚にも貢献できるような方法がないものか、抄經のもつマイナスの契機をプラスに転換できる方途はないか、文宣王や慧遠の善意や純粹な動機を積極的に生かす道はないであろうか。抄經製作の流行についてのこうした深刻な反省と思索の上に立つて、僧祐は上記二著における独特のmethod論を考案するにいたつた。それが典拠を明示して資料自身に語らせるというあの方針である。僧祐がもしも「出○○經」という典拠を明記しなかつたと仮定するならば、かれの釈迦譜にしろ世界記にしろ、たちどころに厖大な抄經の堆積群と化してしまつたであろう。なぜなら僧祐自らいうごとく、前者は仏伝をテーマに經律から関連の記事を拾集したものであり、後者は六趣の輪廻世界について述べた諸經を抄集したものであつて、衆経を抄集したという点

では全く抄經の一種に過ぎないからである。したがつて僧祐が疑偽經とし抄經でもあるとして両錄に併載した法苑經から、僧祐の前記二著を百歩隔てるものは、その正確な典拠の明示であつたといえるであろう。

六、むすび

「志は拾遺にあり」「述べて、作らず」というのが、生涯仏教文献を渉獵し、資料の拾集・整理・分類・記録保存に心を碎いた僧祐の基本的姿勢であった。この姿勢をくすさずに貫くことができれば、はじめて歴史的真実が明らかになり、インド以来の仏教的伝統が正しく後代に継承されうると信じていた。かれは自らの著作において常にこの基本姿勢を守り通した。疑偽經や抄經の製作は、かれのこの基本姿勢とまつ向から対立するものであり、それ故に歴史的真実を覆いかくし仏教的伝統を企めるものであつた。仏説ならざるものがあくして仏説を僭称しえようか。しかし現実には多数の疑偽經や抄經が存在し、真經を装つて堂々と流行していた。中にはまぎれもない撰者名のついた經、少女が神がかりして誦出した經、アウトサイダー的頭陀道人の作った經など疑偽經の身につけている素性はさまざまであつた。僧祐はそれらを克明に調査研究し、後代を誤らせないために疑偽經錄、抄經錄に分類し記録した。なお、僧祐の疑偽經觀や抄經觀に関して

は、かれの經錄研究の一環としてさらに検討が加えられるべきであるが、かれの基本的立場、社会的位置などを知るためには、独立の研究としても追求すべき課題である。

注(1) 出三藏記集卷五、新集安公疑經錄第二（大正藏五五、三八〇）

(2) 牧田諦亮「中國仏教における疑經研究序説—敦煌出土疑經類をめぐって」（東方学報第五三冊、昭和三九年刊）に僧祐の疑經觀が簡潔に紹介されている。

(3) 出三藏記集卷五、新集疑經偽撰雜錄第三（大正藏五五、三八〇）、長阿含經云、仏涅槃、為比丘說四大教法、若聞法律、當於諸經、推其虛實、與法相違、則非仏說。

なお四大教法については長阿含經卷三、遊行經（大正藏一、一七〇以下）にある。

同上（大正藏五五、三八〇）、又大涅槃經云、我滅度後、諸比丘輩、抄造經典、令法淡薄。

同上（大正藏五五、三八〇）、夫真經體趣、融然深遠、假托之文、辭意淺雜、玉石朱紫、無所逃形也。

(7) (6) (5) (4) 同上（大正藏五五、三八〇）、今區別所疑、注之於錄、并近世妄撰、亦標于末、並依倚雜經、而自製名題、進不聞遠適外域、退不見承訛西賓、我聞興於戶牖、印可出於胸懷、詭誤後學、良足寒心、既躬所見聞、寧敢默已、嗚呼、來葉、慎而察焉。
同上（大正藏五五、三九〇）、右合二十部二十六卷、疑經兩錄、合四十六部五十六卷、其三十八部失源、八部有人名。

(8) 牧田、前掲書参照。提謂波利經、宝車經はともに敦煌本が伝わっているし、さらに前者については各種の文献に引かれた遺文も多い。

(9) 同上(大正藏五五、四〇b)、昔漢建安末、濟陰丁氏之妻、忽如中疾、便能胡語、又求紙筆、自為胡書、復有西域胡人、見其此書云、是經剝。

(10) 同上(大正藏五五、四〇c)、抄略諸經、多有私意、妄造借書人跋、屬辭潤色。

(11) 同上(大正藏五五、四〇c)、右二部、蓋近世所集、未詳年代人名、悉總集群經、以類相從。

(12) 同上(大正藏五五、三八b)

(13) 同上(大正藏五五、三八a)、凡抄字、在經題上者、皆文宣所抄也。

(14) 同上(大正藏五五、三七c)、抄經者、蓋撮掌義要也、昔安世高、抄出修行、為大道地經、良以訳為難、故省文略說、及支謙出經、亦有幸抄、此並約寫胡本、非割斷成經也、而後人弗思、肆意抄撮、或棋散衆品、或爪剖正文、既使聖言離本、復令學者逐末、竟陵文宣王、慧見明深、亦不能免、若相競不已、則歲代弥繁、蕪纏法寶、不其惜歟、名部一成、難用刊削。

なお道安の道地經序(大正藏五五、六九b)によれば、安世高訳の道地經(大正藏一五、二三〇)は衆護(Samgharakṣa)が二十七章に造ったのを七章に抄訳したものであるという。宇井伯寿『釈道安の研究』六九頁、同『訳經史研究』四一一

頁以下参照。

また支謙訳の李抄經は李經、李經抄の名でも呼ばれ現存する(大正藏一七、七二九)。

(15) 同上(大正藏五五、三九b)、右二部(仏法有六義第一應知一卷、六通無礙六根淨業義門一卷)、齊武帝時、比丘釈法願、抄集經義所出、雖弘經義異於偽造。

(16) 釈僧祐法集總目錄序(大正藏五五、八七b)に釈迦譜五卷、世界記五卷、出三藏記集十卷(ただし現存のものは十五卷)、薩婆多部相承伝五卷、法苑集十卷、十誦義記十卷、法集雜記銘七卷の八部を承げている。このうち現存しない五部を含めつぎの七部の目錄序が出三藏記集卷十二に收められている。釈迦譜目錄序、世界記目錄序、薩婆多部記目錄序、法苑雜緣原始集目錄序、弘明集目錄序、十誦義記目錄序、法集雜記銘目錄序。

(17) 弘明集目錄序(大正藏五五、九三c)、前代勝士書記文述、有益三寶者、亦皆編錄、類聚区分、列為十卷。

(18) 同上(大正藏五五、九三b)、至於守文曲儒、則拒為異教、巧言左道、則引為同法、拒有拔本之迷、引有朱紫之亂。

(19) 釈迦譜(大正藏五〇、一)

世界記目錄序(大正五五、八八b)

(20) 釈迦譜目錄序(大正五五、八七c)、今抄集衆經、述而不作。

……總衆經以正本、綴世記以附末。

(21) 世界記目錄序、志在拾遺。……抄集兩經、以立根本、兼附雜典互出同異。

(23) 慧遠のこの著作は失なわれ、序のみが現存する（出三藏記集卷十、大正藏五五、七五b）。この序の末尾で抄論述作の意図についてつぎのように述べている。遠於是、簡繁理穢、以詳其中、令實文有体義無所越、輒依經立本、繁以問論、正其位使類各有属、謹与同止諸僧、共別撰以為集要、凡二十卷、雖不足增暉聖典、庶無大謬、如其未允請俟來哲。

慧遠のこの著作を僧祐は抄經錄中（大正藏五五、三八a）に入れて

般若經問論集二十卷即大智論抄、或云要論、或云略論

右一部凡二十卷、廬山沙門釈慧遠、以論文繁積、學者難究、故略要抄出

と注記している。

(24) 抄經の氾濫に手を焼いた様子は、やはり僧祐によつて新集統

撰失訣雜經錄の前文（大正藏五五、二一b）にも言及されて

いる。

(25) 釈僧祐法集總目錄序（大正五五、八七a）、仰稟群經、傍採記伝、事以類合、義以例分、顯明覺応、故序釈迦之譜。

釈迦譜目錄序（大正藏五五、八七b）、並義炳經典、事盈記伝……披經按記、原始要終、敬述釈迦譜、記列為五卷……今抄集衆經、述而不作。

世界記目錄序（大正藏五五、八八b）、祐以庸固、志在拾遺、故抄集兩經、以立根本、兼附雜典、互出同異、撰為五卷、名曰世界集記。